

活動計画作成時の留意点

支援を受けることが妥当と判断される活動としては、haあたりの作業水準の目標が交付定額の倍額程度の事業費を要する作業水準以上であることが求められます。

そのため、

採択申請前に別添様式の各年度の活動目標が、「標準的な作業水準」以上であるかどうかを以下のとおり確認してください。

実施する活動が表1の「活動内容」欄の各活動に該当する場合は、活動目標が同表の「作業水準」以上であることを御確認ください。

表1に該当しない場合は、表2から単年度あたりの標準的な事業費を積算し（植栽については表3に示す苗木単価から苗木代金を加算）、これが交付定額の倍額以上であることを御確認ください。

表1、2に該当しない場合、標準的な作業水準の算定が不明な場合など、活動計画作成に関するお問合せは、最寄りの市町村役場または鳥取県へご相談ください。

表1 想定される森林保全活動の標準的な作業水準

交付金の種類	標準的な事業費※	活動内容		作業水準 (ha あたり)		備考
②地域環境保全 タイプ (里山林保全)	320,000	間伐	切捨	1,200 本	A	本数は伐採する立木の数 体積は搬出する伐木の材積
			搬出 (車両系集材)	690 本 20m ³	B	
			搬出 (架線系集材)	550 本 20m ³	C	
③地域環境保全 タイプ (侵入竹除去・竹林整備)	760,000	竹林整備	伐採のみ	4,250 本	D	伐採する立竹の数
			伐採・林内集積	2,750 本	E	
			伐採・搬出	2,250 本	F	
④森林資源利用 タイプ	320,000	原木生産	架線系集材	325 本	G	伐採する立木の数
			車両系集材	375 本	H	

※標準的な事業費は交付定額の倍額

表2 作業水準と作業単位あたりの標準的な事業費

区分	活動内容		作業水準		標準的な事業費	事業費の単位	備考	
作業道 関連	路面の敷ならし		-	A	120	円/m ²		
	道際の草刈り		片側 1m (両側 2m)	B	30,940	円/km	長さは道の延長距離	
造林・育 林関連	普通地拵え		全刈	C	457,600	円/ha		
	植栽		500 本/ha	D	50,450		作業内容は苗木の運搬と植穴掘り 表3から求める苗木代金を加算すること	
			1000 本/ha	E	100,737			
			1500 本/ha	F	151,187			
			2000 本/ha	G	201,474			
	下刈り		全刈1回	H	154,700		回は同一年度に刈る回数	
			全刈2回	I	276,900			
	枝打ち	枝下高 2m 以下		60%以上	J		245,700	割合は枝打ちする立木の本数割合
		枝下高 2m 以上		60%以上	K		393,900	
	間伐	切捨		660 本/ha	L		175,500	本数は伐採する立木の数 体積は搬出する伐木の材積
搬出 (車両系集材)		660 本/ha 15m ³ /ha	M	278,200				
搬出 (架線系集材)		660 本/ha 15m ³ /ha	N	305,500				

表3 苗木価格例

樹種	規格		単価(円)	単位
スギ	フルイ苗	35cm 程度	95	円/本
ヒノキ	フルイ苗	35cm 程度	97	
パワーマツ	フルイ苗	20cm 程度	139	
抵抗性マツ	フルイ苗	20cm 程度	85	
クロマツ	フルイ苗	20cm 程度	45	
クヌギ・コナラ	フルイ苗	30cm 程度	75	
ケヤキ・ヤマザクラ・シバグリ	フルイ苗	30cm 程度	150	
アスナロ	ポット苗	30cm 程度	250	
トチノキ	ポット苗	30cm 程度	270	
ブナ	ポット苗	30cm 程度	320	
ヤマザクラ・シバグリ	ポット苗	30cm 程度	220	
クヌギ・ケヤキ・コナラ・キハダ・アスナロ	ポット苗	30cm 程度	250	

※価格は送料と消費税を含まない。

◆活動目標の妥当性確認例

・表1から確認する場合

○:認められる例

きのご原木生産を ha あたり 500 本伐採して車輛系集材を行う場合

〈交付定額の倍額程度の事業費を要する標準的な作業水準〉は、表 1-H より 375 本である。

A: 目標とする作業水準 500 本は、求められる作業水準 375 本より大きいため、この活動計画は支援対象として妥当であると認められる。

×:認められない例

竹林整備を ha あたり 3,000 本切捨てで行う場合

〈交付定額の倍額程度の事業費を要する標準的な作業水準〉は表 1-D より 4,250 本である。

A: 目標とする作業水準 3,000 本は、求められる作業水準 4,250 本より小さいため、この活動計画は支援対象として妥当であるとは認められない。

・表1に該当せず、表2から積算して確認する場合

○:認められる例

植栽予定地(1ha)の地拵えおよび、ヤマザクラ(フルイ苗)の植栽(500本/ha)を行う場合

〈該当する種類〉②地域環境保全タイプ

〈交付定額の倍額〉

$$160,000(\text{円}/\text{ha}) \times 2 = 320,000(\text{円}/\text{ha})$$

〈標準的な事業費〉は、表 2-C, D および表 3-ヤマザクラより

$$457,600(\text{円}/\text{ha}) \times 1\text{ha} + 50,450(\text{円}/\text{ha}) \times 1\text{ha} + 150(\text{円}/\text{本}) \times 500 \text{本} = 583,050(\text{円})$$

A: 計画された作業に要する標準的な事業費は、交付定額の倍額より大きいため、この活動計画は支援対象として妥当であると認められる。

○:認められる例

植栽地(1ha)の下刈り2回および、植栽地へ向かうのに必要な作業道において、400mに渡り1.0m幅 400m²の作業道改修を行う場合

(作業道改修の面積を交付申請額に算入させず、事業費としてのみ算入する場合)

〈該当する種類〉②地域環境保全タイプ

〈交付定額の倍額〉

$$160,000(\text{円}/\text{ha}) \times 2 = 320,000(\text{円}/\text{ha})$$

〈標準的な事業費〉は、表 2-A, D, K より

$$276,900(\text{円}/\text{ha}) \times 1\text{ha} + 120(\text{円}/\text{m}^2) \times 400\text{m}^2 = 324,900(\text{円})$$

A: 計画された作業に要する標準的な事業費は、交付定額の倍額より大きいため、この活動計画は支援対象として妥当であると認められる。

×:認められない例

植栽地の下刈り2回を行う場合

〈該当する種類〉②地域環境保全タイプ

〈交付定額の倍額〉

$$160,000(\text{円}/\text{ha}) \times 2 = 320,000(\text{円}/\text{ha})$$

〈標準的な事業費〉は、表 2-A より

$$276,900(\text{円}/\text{ha}) \times 1\text{ha} = 276,900(\text{円})$$

A: 計画された作業に要する標準的な事業費は、交付定額の倍額より小さいため、この活動計画は支援対象として妥当であるとは認められない。